

岩手県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

平成23年3月18日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1（1）市町村名 盛岡市
- （2）指定した施設の名称 大慈寺地区コミュニティ消防センター
- 2（1）市町村名 一関市
- （2）指定を取り消した施設の名称 川崎老人憩いの家 笠松荘
- 3（1）市町村名 平泉町
- （2）指定を取り消した施設の名称 平泉町立平泉体育館
- 4（1）市町村名 藤沢町
- （2）指定を取り消した施設の名称 藤沢町農村環境改善センター
- 5（1）市町村名 田野畑村
- （2）指定した施設の名称 アズビィホール
- （3）指定を取り消した施設の名称 田野畑村農村勤労福祉センター、漁村センター拓洋館